

静岡県告示第115号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年2月25日から起算して15日間、伊豆漁業協同組合田子支所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 発起人の住所氏名

静岡県賀茂郡西伊豆町田子1525	吉田 宥
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1103－6	山本 精一
静岡県賀茂郡西伊豆町田子929－2	藤井 和治
静岡県賀茂郡西伊豆町田子336－1	岡部 宗由
静岡県賀茂郡西伊豆町田子1117	矢野 旭

2 加入区

田子加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊豆漁業協同組合